

官 総 10-105

令和6年12月9日

全国間税会総連合会

会長 片岡 直公 様

国 税 庁 総 務 課 長

原 田 一 寿

(官印省略)

令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の
石川県七尾市及び羽咋郡志賀町における終了について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付国税庁告示により、石川県・富山県に納税地のある方について、令和6年1月1日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、被災後の状況等を踏まえ、令和6年12月9日付国税庁告示により、石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に納税地がある方について、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和7年1月31日とすることとしました。

○ 期日を指定する地域について

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町

(注) 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

つきましては、貴会におかれまして、会員の皆様に対して、別紙の内容に関する広報・周知等をお願い申し上げます。

なお、今回の地震により被害を受けられた方の税制上の措置（手続）等の詳細につきましては、引き続き国税庁ホームページに掲載しておりますので、隨時御確認ください。

【参考】

国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

別紙

令和6年12月9日
国 税 庁

令和6年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の
石川県七尾市及び羽咋郡志賀町における終了について

1 国税庁では、令和6年能登半島地震の発生に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付国税庁告示により、石川県・富山県に納税地のある方について、令和6年1月1日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

2 今般、被災後の状況等を踏まえ、令和6年12月9日付国税庁告示により、石川県七尾市及び羽咋郡志賀町（別添1）に納税地がある方について、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に当初の期限が到来する国税の申告・納付等の期限を令和7年1月31日とすることとしました。

（注1） 石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除いた地域（金沢を含む石川県の中南部）、並びに富山県に納税地を有する方については既に告示により申告・納付等の期限を延長する措置を終了しております。

（注2） 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町については、申告・納付等の期限を延長する措置を継続します。

3 ただし、令和6年能登半島地震の影響により期日までに申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き期限延長措置を受けることが可能です。この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。

4 また、申告は可能であっても、令和6年能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

（注3） 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方の申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況にも十分配慮して検討してまいります。

5 上記2に掲げる地域に納税地のある方への送付物の発送等につきましては、以下のとおり対応させていただきます。

（法人の皆様）

発送を見合わせておりました申告のお知らせ等（予定（中間）申告のお知らせ及び予定

(中間) 申告書) につきまして、既に申告がお済みの法人の皆様を除き、発送を順次再開いたします。

また、e-Tax で申告されている法人の皆様への予定(中間) 申告に係る「申告のお知らせ」につきましても、同様にメッセージボックスへの格納を順次再開いたします。

(個人の皆様)

発送を見合わせておりました個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書及び課税期間の特例適用分の申告書につきまして、発送を順次再開いたします。

なお、所得税法第 104 条第 2 項及び同法第 107 条第 2 項の規定により、令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額はないものとなりますので、予定納税額の通知書の発送及び e-Tax による電子通知は行いませんのでご承知置きください。

(源泉徴収義務者の皆様)

源泉所得税及び復興特別所得税に係る納付期限の延長期限の期日をお知らせする「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」(別添 2 参照) を発送いたします(納付済みの方を含みます。)。

6 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町又は鳳珠郡能登町に納税地がある方への送付物の発送等につきましては、以下のとおり対応させていただきます。

(法人の皆様)

申告のお知らせ等については、引き続き、発送及び e-Tax による電子通知を見合わせさせていただきます。

(個人の皆様)

所得税法第 104 条第 2 項及び同法第 107 条第 2 項の規定により、令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額はないものとなりますので、予定納税額の通知書の発送及び e-Tax による電子通知は行いませんのでご承知置きください。

なお、個人の皆様への消費税及び地方消費税の中間申告書及び課税期間の特例適用分の申告書につきましては、引き続き発送を見合わせさせていただきます。

7 今回の地震により被害を受けられた方の税制上の措置(手続) 等の詳細につきましては、引き続き国税庁ホームページに掲載しておりますので、隨時ご確認ください。

【参考】

国税庁ホームページ「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

別添 1

○ 期日を指定する地域について

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市、羽咋郡志賀町

別添 2

<p>(表面)</p> <p>郵便はがき 料金後納郵便</p> <p>□□□-□□□□</p> <p>XXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX</p> <p>XXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXX</p> <p>XX-9999999# 12345-12345678</p> <p>差出人・返戻先 XXX-XXX ●●市●● ●丁目●番地 ●●●●●合同庁舎 ● ● 税務署(源泉担当) TEL ●●●-●●●-●●●● (内線 ●●●●) 自動音声案内が流れましたら、「2」をお遊びください</p> <p>999999 ※このハガキは、令和6年11月12日現在の登録状況に基づいて作成しています。</p>	<p>(裏面)</p> <p>源泉所得税及び復興特別所得税 の納付期限のお知らせ</p> <p>令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さんに、心からお見舞い申し上げます。</p> <p>以下の地域に納税地を有する源泉徴収義務者の方については、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に期限が到来する源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限が、令和7年1月31日(金)となりました。</p> <p>(地域) 石川県の一部地域(※) (※) 七尾市、羽咋郡志賀町</p> <p>○ 令和7年1月31日までに納付を行うことができない方へ</p> <p>令和6年能登半島地震の影響等により、上記期限までに納付を行うことができない方につきましては、所轄の税務署長に申請することで、納付期限の延長や納税の猶予を受けられる場合がありますので、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご確認いただき、税務署にご相談ください。</p> <p>令和6年能登半島地震に関するお知らせ はこちらからご確認ください。</p> <p>国税庁 令和6年能登半島地震</p> <p>検索</p> <p>① このはがきは、上記の地域に納税地を有する源泉徴収義務者の方(納付済みの方を含みます。)にお送りしています。 ② ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください(納税地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。)。</p>
---	--